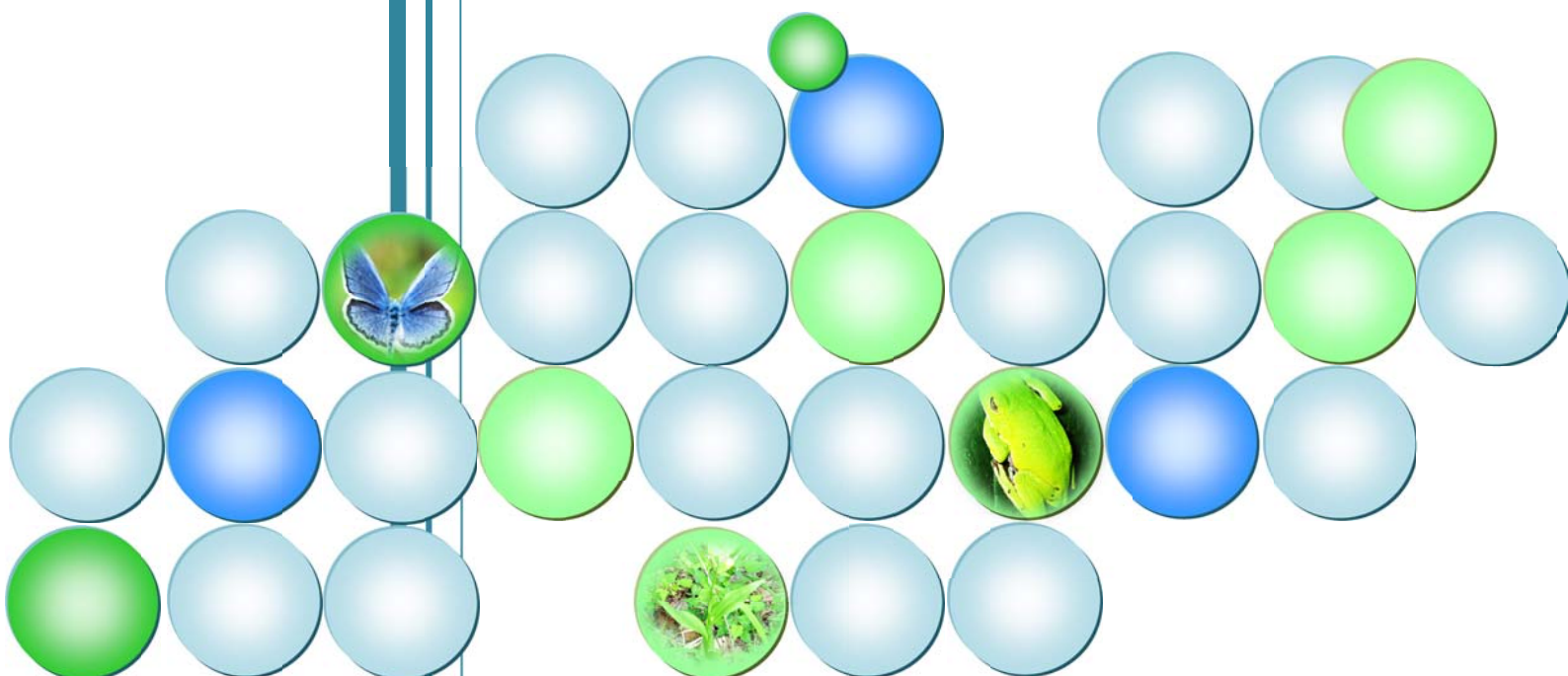




(仮称) うつのみや 生きものつながりプラン (宇都宮市生物多様性地域計画)

(素案)



平成 年 月

はじめに

これまで本市では、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部に広がる平野や清らかに流れる鬼怒川など、四季折々の豊かな緑や清らかな水、変化に富んだ自然の中で生きつく多種多様な生きものなどから自然の恩恵を受け、人と人のつながりや文化を育み、発展してまいりました。

平成21・22年に実施した自然環境基礎調査において、まだ豊かな自然が残されているものの、近年、当たり前のようにあった身近な自然環境にも、里地里山の手入れ不足や外来種よる生態系への影響により変化が生じ、生物多様性の損失などの環境問題を招き、私たちのいのちや暮らしを支える自然の恵みや循環の力が失われつつあると指摘されております。

私たちは自然の恵みをなくしては、生活していくことができません。

科学などが発達し、一見、自然から切り離されているかに見える都市的な私たちの暮らしでも、実は多くの自然からの恵みにより、いのちや暮らしが支えられております。

しかし現代社会においては、自然環境を現状のまま維持し、生物多様性を保全していくことが、非常に困難な状況となっております。

このような中、今後見込まれる人口減少等にあっても、本市ではまちの魅力づくりや高度な都市機能の集積などにより、人々が集い、活発に交流する、揺るぎない持続的な発展が可能な都市の姿として、「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」の形成に向け、すでに都市基盤が整備されている場所へ居住集約を図るとともに、郊外に広がる農地などの自然環境を保全し、市街地との有機的な連携を図り、都市的機能と自然環境が調和する土地利用を目指しております。

今後とも、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、恵み豊かな自然環境を守り維持して、現在の大人だけではなく、将来を担う子どもたちや、そのもっと先の子どもたちにも変わらず、恵み豊かな環境を引き継いでいくことができる「持続可能な社会」を形成するためには、「生物多様性保全」を理解し、行動につなげることが重要となります。

本市において、人が豊かな生活ができる生態系サービスを享受し、持続的に発展していくためには、自然の恵みや循環の力を生かしながら、本市の豊かな生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めるため、今後の基本的な方向性を示し、真に持続可能な「100年繁栄都市宇都宮」の実現を目指すため、「人と生きものが 育みあうまち うつのみや」を合言葉に本プランを推進してまいります。

目 次

第1章 プランの基本的事項	2
第1節 生物多様性とは	2
(1) 生物多様性の概要	2
(2) 生物多様性の危機	4
第2節 生物多様性を取り巻く動向	6
第3節 うつのみや生きものつながりプランの基本的な考え方	8
(1) つながりプランの位置づけ	8
(2) つながりプランの必要性	8
(3) プランの目的	9
(4) プランの期間	9
第2章 生物多様性の現状と課題	12
第1節 市域の概況	12
(1) 位置と気象	12
(2) 地形・地質	12
(3) 水象	12
(4) 土地利用	13
第2節 第3回宇都宮市自然環境基礎調査結果の概要	13
(1) 本市に生息・生育する生きもの	13
(2) 地域別の生態系の特徴	13
第3節 生物多様性保全に係る市民意識調査結果	19
第4節 生物多様性の保全における現状	24
(1) 生物多様性の理解	24
(2) 生きものと生息・生育環境	25
第5節 本市の生物多様性保全における課題	31
(1) 人材育成と主体間の連携	31
(2) 生物多様性の保全	31
第3章 将来像と基本方針	36
第1節 本市の目指す将来像	36
第2節 基本方針	36
第4章 基本的施策	40
第1節 施策の体系	40
第2節 施策展開と取組指標	41

(1) 生物多様性保全に関する意識の醸成.....	41
(2) 生きものとその生息・生育環境の保全の推進.....	44
第5章 推進体制と進行管理	48
第1節 推進体制	48
第2節 プランの進行管理.....	49

第1章

プランの基本的事項

第1章 プランの基本的事項

第1節 生物多様性とは

(1) 生物多様性の概要

この地球上には、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多種多様な生きものが、森林、河川、海、湿地など様々な環境で生息しています。その地域環境の中で積み重ねられてきた進化の歴史を経た生きものは、同じ種の中でも一つひとつに遺伝子レベルでの違いがあります。

国際条約である「生物の多様性に関する条約」での定義によると、生物多様性とは「全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」とされています。これら「種内の多様性（遺伝子の多様性）」、「種間の多様性（種の多様性）」、「生態系の多様性」を「3つのレベルの生物多様性」と呼んでいます。

生物多様性は「生きものたちの豊かな個性とつながり」と表現され、多様な個性とつながりがもたらすたくさんの恵みを「生態系サービス」と呼んでいます。様々な環境の中に多様な生きものが存在し、つながり、バランスが保たれることで私たちの命や暮らしを支えていることを意味します。

生物多様性は、私たちの生活の基盤となる水や食料のほか、衣料やレクリエーション、自然災害の軽減など多くの恵みをもたらしています。私たちは、毎日の暮らしの中で生物多様性に配慮し、これらの恵みを持続的に享受していくことが求められます。

「3つのレベルの生物多様性」

○遺伝子の多様性

同じ生きものの種類の中に、遺伝子による様々な違いがあることをいいます。ある生きものの集団にとって、その集団内に乾燥に強い、暑さに強い、病気に強いなど様々な個性をもつ個体がいるほうが、環境変化に対応できる可能性が高まります。

○種の多様性

様々な種類の生きものが生息・生育している状況のことをいいます。生態系の中では種の多様性が高くなればなるほど「食べる、食べられる」「助け合う」「すみ分ける」などの関係が複雑につながり合います。

○生態系の多様性

地球上、あるいは特定の地域に様々な形態の自然があることをいいます。生きものの暮らす環境は森林や草原、河川など様々で、それらが相互に関係しあうことにより、地域全体の環境の安定性が維持されると考えられています。

「生態系サービス」

生態系サービスは、その内容によって、基盤サービス、調整サービス、文化的サービス、供給サービスに分けられます。

○基盤サービス

水や土壌、酸素、栄養塩など、生命の源や存在基盤になるとともに、光合成によって二酸化炭素と水から有機物を合成し、それらの循環を通じて生態系を機能させます。



○調整サービス

森林が山地で土砂災害を防ぎ、安全な飲み水に変えてくれるなど、豊かな自然は、生きものを守り育てています。



○供給サービス

川や湖で取れる魚や貝、栄養豊かな土壌で育つお米や野菜などの食べ物や森林から生まれる木材など、生態系は、私たちに身のまわりの様々なものを提供しています。



○文化的サービス

日本列島の各地で人々は、その気候風土や自然など生物多様性がもたらす恵みを受けながら五穀豊穰を祝う祭りや多彩な芸術などを育んできました。



コラム 人と生きもののかかわり（黄鮒の伝承をとおして）

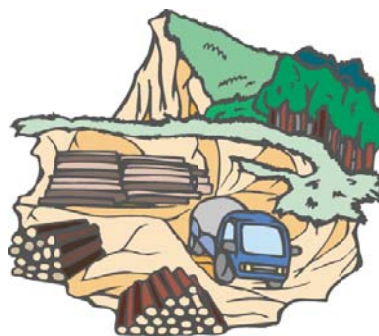
(2) 生物多様性の危機

私たちはより良い暮らしを求めて、生産、経済活動の場を広げてきました。その中でも農業の発展による食料の増産や、医療技術の向上・普及は人口の著しい増加をもたらしました。人口の増加によって土地利用の変化が進み、それに伴う自然環境の変化により、種の絶滅や生息・生育環境の悪化が進行しています。生物多様性を脅かす要因は様々ですが、「生物多様性国家戦略 2012-2020」の中では4つの危機として分類されています。

○第1の危機

開発や乱獲など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響をいいます。

森林伐採や湿地の埋め立てなどの開発は、多くの生きものにとって生息・生育環境の悪化や消失をもたらしてきました。また、観賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生きものの採取は個体数の減少をもたらしました。開発や乱獲などは生態系の縮小・分断、劣化を促進し、それに伴い生きものの採餌・繁殖行動などが制限されるなど、生きものの衰退を招いてきました。



○第2の危機

自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる影響をいいます。

古くから里地里山は、燃料用の薪炭、木材、家畜の飼料、食材など、生活に必要な様々な物資の供給源としてそこに住む人々から大切に利用されてきました。そこには人手が入ることによって人と共存する生きものを育んできました。しかし、産業革命後、生活様式や資源利用のあり方の変化、近年は人口減少や高齢化などによる人手不足も重なって、里地里山への人の働きかけは次第に縮小していきました。そのため、これら二次的な環境に適応してきた生きものが生存の危機に直面しています。一方で、人々による里山への介入の縮小によって、荒れた雑木林を生息場所とするイノシシやニホンジカの分布域が増加していきました。また、それに伴い野生動物と人の生活圏が接近し、農地が荒らされるなどの深刻な被害をもたらすようになってきたほか、人と野生動物との遭遇による人身事故が発生する事態となっています。



○第3の危機

外来種や化学物質など，人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる影響をいいます。

今日，わが国では，園芸用，食用あるいは毛皮採取用に導入された生きもの，釣りなどを目的とする生きもの，ペットとして持ち込まれた後に放棄された生きもの，国外からの貨物船や航空機な



どの積み荷などに紛れ込んで侵入した生きものなど，元々生息・生育していなかった様々な外来種が勢力を拡大しています。これらの生きものは，類似した在来の生きものと生息空間をめぐって競い合ったり，在来の生きものを捕食したりするなど地域固有の生物相や生態系を改変する大きな脅威となっているほか，人間や農作物への被害をもたらすなどの悪影響をもたらしています。

○第4の危機

地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響をいいます。

地球温暖化の影響により，生きものの分布が次第に高緯度地方や標高の高い所に移動したりしています。また，地球温暖化の進行によって，ゲリラ豪雨や竜巻などの異常な気象の増加，高山帯の縮小などにより，一部の生きものが絶滅の危険に直面していると考えられます。移動力がないため，温暖化の進行に対応できない植物やそれらに依存している動物は，場合によっては生息・生育数を減らす危険があります。



このほか，地球環境の変化は食料の生産適地の変化，害虫等の発生量の増加や発生地域・時期の変化，感染症媒介生物の分布域の拡大など，生物多様性の変化を通じて人間生活や社会経済へ大きな影響を及ぼすことが予測されています。

第2節 生物多様性を取り巻く動向

近代文明の発達につれて、開発や生物資源の過剰な利用によって自然が改変され、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。そのため、生態系がもたらす恵みを持続的に受けられなくなってしまうのではないかと懸念されるようになりました。

このような地球環境の厳しい状況を受けて、国際的な取組として、1992年にブラジルで開催された国連環境開発会議において、地球上の生物多様性を包括的に保全するための「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約という。」が調印されました。2010年10月には、名古屋において同条約の第10回締約国会議（COP10）が開催され「名古屋議定書」と20の目標を掲げた「愛知目標」が採択されました。その後、2012年には第11回締約国会議（COP11）、2014年には第12回締約国会議（COP12）が開催されました。

わが国は、生物多様性に関して積極的に取り組んでおり「生物多様性条約」を受けて、1995年に「生物多様性国家戦略」を策定し、日本における生物多様性の保全に関わる基本政策を明示しました。2008年には、1993年に制定された「環境基本法」の理念に則り「生物多様性基本法」を制定しました。2010年には、この法律に基づき、名古屋でのCOP10開催を見越して「生物多様性国家戦略2010」が、さらに2012年には「愛知目標」や東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえて「生物多様性国家戦略2012-2020」が、それぞれ閣議決定されました。

栃木県は、国際的な動向や生物多様性国家戦略を受けて、2010年に「生物多様性とちぎ戦略」を策定し、生物多様性の保全に向けた施策を推進しています。

本市は、貴重な自然を保全・管理するための施策などの検討に向けた基礎資料の作成を目的として、1990年から概ね10年に一度の頻度で市域全体の「自然環境基礎調査」を実施しています。2009・2010年には、「第3回自然環境基礎調査」が実施され、生きものの生息・生育状況の把握や生物多様性保全のための施策などの検討を行っています。

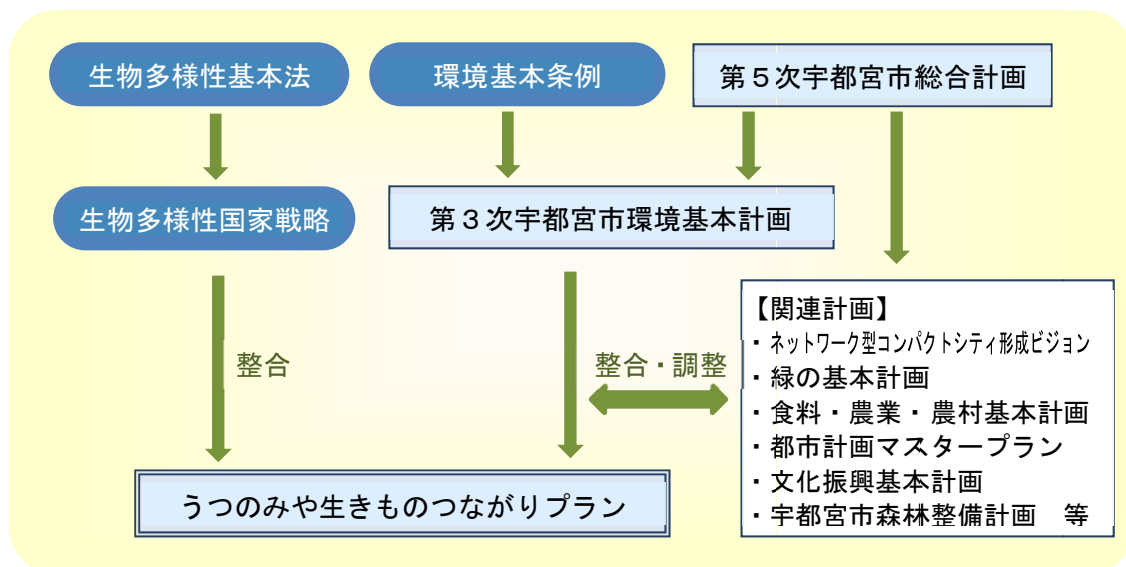
生物多様性に関する国内外の動向

年代	世界	日本	栃木県	本市
平成 2・3 年度 (1990・1991 年)				第 1 回 自然環境基礎調査
平成 4 年 (1992 年)	生物多様性条約の 採択			
平成 7 年 (1995 年)		生物多様性国家戦略		
平成 11・12 年度 (1999・2000 年)				第 2 回 自然環境基礎調査
平成 20 年 (2008 年)		生物多様性基本法		
平成 21・22 年度 (2009・2010 年)				第 3 回 自然環境基礎調査
平成 22 年 (2010 年)	生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)	生物多様性国家戦略 2010	生物多様性とちぎ戦略	
平成 24 年 (2012 年)	生物多様性条約第 11 回締約国会議 (COP11)	生物多様性国家戦略 2012-2020		
平成 26 年 (2014 年)	生物多様性条約第 12 回締約国会議 (COP12)			

第3節 うつのみや生きものつながりプランの基本的な考え方

(1) プランの位置づけ

本プランは、生物多様性基本法第13条に基づき策定します。また、「第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」の基本施策「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」を実現するための「宇都宮市環境基本計画」のうち「調和と共生のまち」の基本施策「生物多様性の保全」を達成するための基本方針や施策を示すものであります。



(2) プランの必要性

本市は、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部に広がる平野や清らかに流れる鬼怒川など、全国と同規模の都市と比較しても豊かな自然環境に恵まれており、私たちはこの豊かな自然環境からもたらされる多様な生きものがバランスよく関わりあう生態系から、暮らしを支える食料や水などの「生物多様性の恵み」を享受しています。

一方で、平成21、22年度に本市で実施した自然環境基礎調査の結果、本市の自然環境は前回の調査と比較して市域全体で大きな変化はみられないものの、近年の生活様式の多様化に伴う土地利用の変化や外来種の進入、気候変動などにより生きものの生息・生育環境に変化が生じ、生態系のバランスに影響を及ぼしていることから、多様な生きものつながりを守るためには、生物多様性を今後も保全していくことが重要となっています。

このようなことから、多様な生きものバランスのよいつながりを守り、都市と自然が調和したまちづくりを進めるにあたり、「生物多様性の恵み」を持続的に享受するために、本市の環境特性を捉えた生物多様性保全の考え方を示し、さらなる取組を推進していく必要があります。

(3) プランの目的

本市の特徴やまちづくりの方向性を踏まえ、生物多様性保全に向けて目指すべき将来像や基本方針を示し、それらを市民、市民団体などの様々な主体との連携・協働により、生物多様性保全に関する意識の醸成を図るとともに、市域全体で総合的な生物多様性保全の取組を推進するために本プランを策定します。

(4) プランの期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

ただし、本プランは、国家戦略の長期目標や市内関連計画の長期的な視点、今後の自然環境基礎調査結果などを踏まえ、中間年次において指標等の必要な見直しを図っていきます。

第2章

生物多様性の現状と課題

第2章 生物多様性の現状と課題

第1節 市域の概況

(1) 位置と気象

本市は太平洋岸から約 70km、日本海岸から約 150km の距離にあり、典型的な内陸性気候を示す地域であり、最近 10 年間の年平均気温は 13.8℃～14.8℃、年較差約 41℃～45℃で夏冬の寒暑の差が大きい特徴があります。降水量は年間 1,300mm～1,800mm の間で推移しています。

(2) 地形・地質

本市は、北部には今市盆地と多気山及び古賀志山で構成される古賀志山地が分布し、中央北部には戸祭山、八幡山などの丘陵性山地からなる宇都宮丘陵が広がっています。また鬼怒川、田川、姿川に沿っては南北方向に低地が分布しています。古賀志山地からは鹿沼台地、宇都宮西台地、宇都宮東台地が連なり、鹿沼台地は姿川低地の西側、姿川低地と田川低地に挟まれる形で宇都宮西台地、田川低地と鬼怒川低地の間に宇都宮東台地が位置しています。また、鬼怒川低地の東側には真岡西台地が続いています。

古賀志山地の北部は深成岩の石英斑岩が、古賀志山地の南部及び宇都宮丘陵には火山性の凝灰岩が分布しています。市街地を含む台地帯では、そのほとんどを火山性のロームが堆積しており、北西部に一部チャート及び砂・れき互層となっています。田川、鬼怒川兩岸の肥沃な土地及び西部の姿川上流などの低地には、未固結の砂れきと、半固結から固結の砂岩・泥岩互層が分布しています。また、大谷石として知られる凝灰岩は第三紀層に属し、市内西部の大谷地区を中心とした地域で採掘されています。

(3) 水象

本市を流れる河川は、一級河川及びその支流のほか、準用河川や多数の普通河川が、洪積台地と沖積平野で形成する平坦地を概ね北から南に貫流しています。主要河川としては、市内東部を鬼怒川が流れるほか、中央部を田川、西部を姿川などが流れており、古くから農業のための用排水路が網状に入りまじり、複雑な水路網を形成しています。

比較的規模の大きい湖沼としては赤川ダム、栗谷沢ダムがあるほか、市街地内には鶴田沼やここから西方向に上欠沼があります。また、水道山周辺には湿地を形成する小規模な沢もみられます。

(4) 土地利用

本市の土地利用状況は、田が最も多く、次いで、宅地、山林、畑と続いています。(平成26年1月1日現在)

本市の土地利用状況

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
実数 (km ²)	98.19	35.12	80.17	0.23	68.92	2.44	28.00	103.77
構成比 (%)	23.6	8.4	19.2	0.1	16.5	0.6	6.7	24.9

資料：資産税課「固定資産概要調書」

第2節 第3回宇都宮市自然環境基礎調査結果の概要

本市では、平成21年、22年度に「第3回宇都宮市自然環境基礎調査」を実施しています。その概要を以下に示します。

(1) 本市に生息・生育する生きもの

第3回宇都宮市自然環境基礎調査結果によると、本市において生息・生育が確認された生きものの確認種数は以下のとおりです。

本市に生息・生育する生きもの確認数

分類名	目数	科数	種数
維管束植物	—	154	1,287
哺乳類	6	9	19
鳥類	14	37	95
両生類	2	6	11
爬虫類	1	4	10
昆虫類	16	215	1,603
魚類	8	12	29
底生生物	28	103	309

(2) 地域別の生態系の特徴

本市を地形や土地利用などの自然環境の違いから、多様な生態系を取りまとめるために、6つの地域に区分しました。



六つの地域分け

○北西部地域

❖ エリアの概要

市内で最も奥深く、高へら山、飯盛山、半蔵山、古賀志山などの山地が広い面積を占めています。それのみではなく、大谷町・多気山の樹林、飯田町の樹林のような市街地の樹林も存在しています。また、田川水系の上流部にも位置しています。

主な植生は、山地ではスギ・ヒノキ植林、コナラ林、市街地の樹林ではスギ・ヒノキ植林、コナラ林のほか、アカマツ林が、河川沿いではツルヨシ群集、河川在来高茎草原などが分布しています。

❖ 重要種

山地が広がることを反映して、アケボノシュスラン、サンコウチョウ、ヒナコウモリなどのまとまりのある発達した樹林の生きものや、カジカなどの溪流の生きものなどが確認されているほか、地形の急峻さや石切による特殊な地形を反映して、ジガバチソウ、ヒカゲツツジ、ウチョウランなどの乾燥した尾根や崖地の生きものなども生

育しています。



サンコウチョウ

全国版レッドリスト
—
栃木県版レッドリスト
準絶滅危惧



ジガバチソウ

全国版レッドリスト
—
栃木県版レッドリスト
準絶滅危惧

○中央地域

❖ エリアの概要

本地域は、台地と低地にみられる市街地と、丘陵と低地にみられる水田が広い面積を占めています。地域の北部を占める宇都宮丘陵には広く樹林が残存し、谷部には谷戸やため池、湿地など、市街地においては極めて稀少な環境も存在します。また地域の中央には田川水系が走っています。

主な植生は、丘陵地ではスギ・ヒノキ植林、コナラ林、市街地の樹林ではスギ・ヒノキ植林、コナラ林のほか、アカマツ林が、河川沿いではツルヨシ群集、河川在来高茎草原などが分布しています。

❖ 重要種

谷戸や湿地、二次林などの里山的環境がスポット的に残存するのを反映して、ミズニラ、アギナシ、トウキョウサンショウウオなど、水田・湿地にみられる生きものや、ホトケドジョウ、ゲンジボタル、マルタニシなどの小川、水路に依存する生きものなどが確認されているほか、ある程度の樹林を営巣環境に必要とするオオタカなども確認されています。



ミズニラ

全国版レッドリスト
準絶滅危惧
栃木県版レッドリスト
要注目



トウキョウサンショウウオ (卵塊)

全国版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類
栃木県版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類

○南部地域

❖ エリアの概要

本地域は、宇都宮西台地上にみられる市街地及び田川低地上と宇都宮東台地上にみ

られる水田が広い面積を占めています。そのみではなく、上欠町の樹林，兵庫塚町の樹林のような市街地の樹林も存在しています。また，田川水系の下流部にも位置しています。

主な植生は，市街地の樹林ではスギ・ヒノキ植林，コナラ林のほか，アカマツ林が，河川沿いではツルヨシ群集，河川在来高茎草原などが分布しています。

❖ 重要種

良好な状態に維持管理されたため池や湿地が点在することを反映して，モウセンゴケ，ヒメナエなどの中間湿原に生育する生きものやアギナシ，モートンイトトンボなどの低層湿原にいる生きものがみられます。また，スズサイコ，オオムラサキなどの林縁性の生きものもみられます。そのほかミズマツバ，サシバなどの水田環境に依存する生きものもみられます。



モウセンゴケ

全国版レッドリスト
—
栃木県版レッドリスト
準絶滅危惧



オオムラサキ

全国版レッドリスト
準絶滅危惧
栃木県版レッドリスト
要注目

○東部地域

❖ エリアの概要

本地域は，鬼怒川周辺の河川敷及び水田が広い面積を占めています。また，地域の東部を占める真岡西台地には，工業地帯のほか樹林と農地がモザイク状に混交する地帯が広がっています。

主な植生は，鬼怒川周辺の河川敷ではヨシ・オギ草地，水辺草地，ヤナギ林，河畔林，コナラ林，ハリエンジュ林，市街地の樹林ではスギ・ヒノキ植林，コナラ林などが分布しています。

❖ 重要種

鬼怒川や田川の多様な河川環境が広がることを反映して，タコノアシ，コアジサシ，ミヤマシジミ，カジカガエルなど，湿地，水たまり，河川敷などにみられる生きものが確認されています。また，農地と樹林が混交する台地の環境を反映して，サシバ，タガメなど樹林と水田の双方がある環境にみられる生きものも確認されています。



タガメ

全国版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類

栃木県版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類



コアジサシ

全国版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類

栃木県版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類

○上河内地域

❖ エリアの概要

本地域は、古賀志山地の樹林と地域東部の鬼怒川低地・宇都宮東台地の水田が大半を占めています。古賀志山地には谷部に谷戸が入り組んでおり、湿地・ため池も点在します。一方、鬼怒川低地には水田のほか、多様な環境を有する鬼怒川水系や水辺草地在が連続する西鬼怒川水系が通っています。

主な植生は、古賀志山地ではスギ・ヒノキ植林、コナラ林、鬼怒川周辺の河川敷ではヨシ・オギ草地、水辺草地、ヤナギ林、河畔林、コナラ林、西鬼怒川沿いではツルヨシ群集、河川在来高茎草原などが分布しています。

❖ 重要種

山地が広がり、谷戸や湿地が散在することを反映して、エンコウソウ、ヒロハノドジョウツナギ、シュレーゲルアオガエルなどの山間湿地にみられる生きものや、キンセイラン、クロツグミなど、山地の樹林にみられる生きものなどが確認されているほか、鬼怒川沿いの良好な河川環境を反映して、カワラノギク、コアジサシなどの自然性の高い河川敷にみられる生きものが確認されています。



カワラノギク

全国版レッドリスト
絶滅危惧ⅠB類

栃木県版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類



キンセイラン

全国版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類

栃木県版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類

○河内地域

❖ エリアの概要

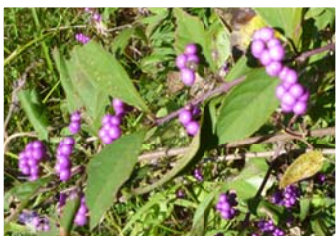
本地域は、宇都宮東台地及び鬼怒川低地上にみられる水田が広い面積を占めています。西部は宇都宮丘陵の斜面部を中心として樹林が広く残り、谷部には谷戸が存在し

ていて、尾根部などを中心として住宅地やゴルフ場も広くみられます。地域東部には鬼怒川水系が走り、低水路側にはれき河原による交互砂州が広くみられます。そのほか、白沢には市街地の樹林が広がり、湧水も存在します。

主な植生は、山地ではスギ・ヒノキ植林，コナラ林，水田が，市街地の樹林ではスギ・ヒノキ植林，コナラ林が，河川沿いではツルヨシ群集，河川在来高茎草原などが分布しています。

❖ 重要種

水田が広がることを反映して、ミズニラ，ナガエミクリ，コムラサキ，スナヤツメ，ゲンジボタルなど，水路や水辺に依存する生きものが確認されています。また，ヒナコウモリ，ハイタカ，フクロウなどのまとまりのある発達した樹林の生きものなども確認されています。



コムラサキ

全国版レッドリスト
—
栃木県版レッドリスト
—



フクロウ

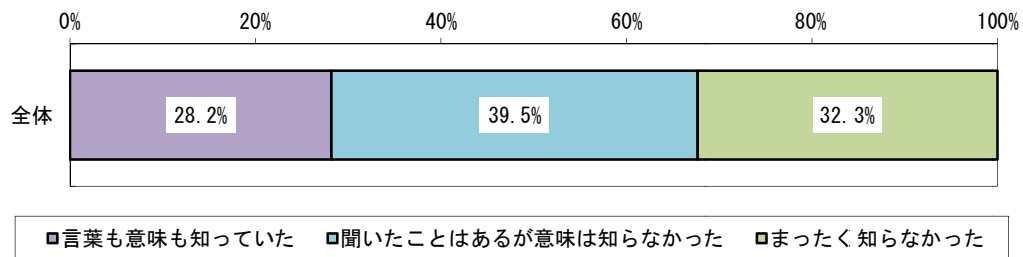
全国版レッドリスト
—
栃木県版レッドリスト
準絶滅危惧

第3節 生物多様性保全に係る市民意識調査結果

生物多様性や自然環境などについて、平成23年度に市民アンケートを実施しました。
(アンケート配布数：2,200人、有効回答数：703人)

○生物多様性の認知度

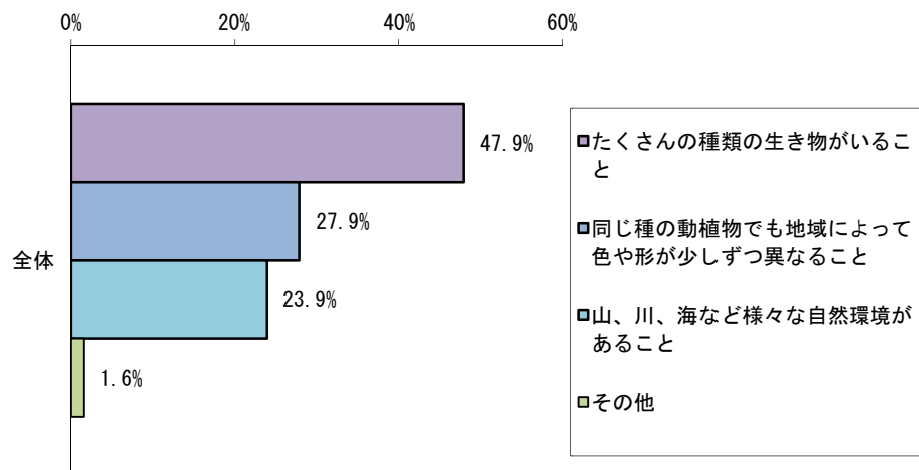
生物多様性という言葉の認知度は、「聞いたことはあるが意味は知らなかった」(39.5%)が最も多く、次いで「まったく知らなかった」(32.3%)でした。



生物多様性の言葉の認知度

○生物多様性の印象

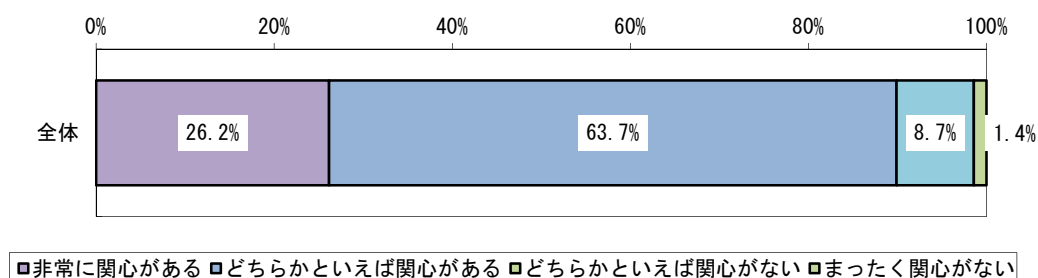
「生物多様性」という言葉から受けるイメージについては、「たくさんの種類の生きものがいること」(47.9%)が最も多く、次いで「同じ種の動植物でも地域によって色や形が少しずつ異なること」、「山、川、海など様々な自然環境があること」でした。



生物多様性という言葉から受けるイメージ

○自然への関心度

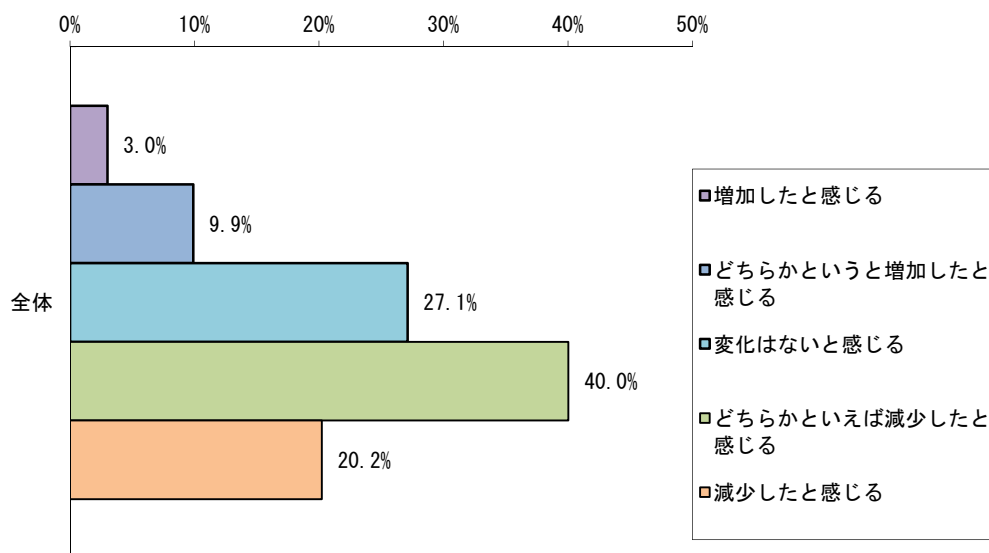
自然についての関心については、「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」を合わせると、89.9%であり、関心度の高さが読み取れます。



自然についての関心

○宇都宮市内の身近な生きものの変化

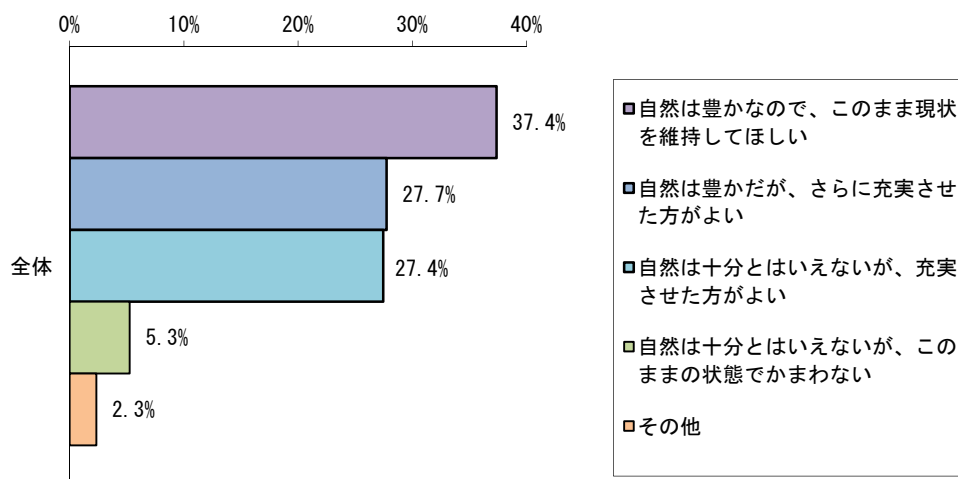
身近な生きものの変化は、「どちらかといえば減少したと感じる」が40.0%で、「減少したと感じる」と合すると、60.2%になり、減少したと感じている割合が多いことが分かります。



身近な生きものの変化

○宇都宮市の自然環境

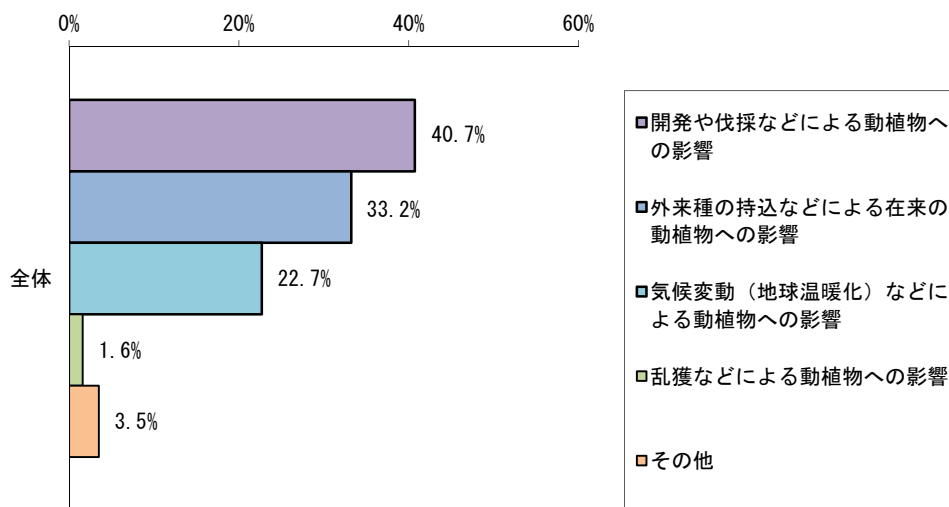
本市の自然環境については、「自然は豊かなので、このまま現状を維持してほしい」が37.4%で、最も多い結果でした。また「自然は豊かだが、さらに充実させた方がよい」「自然は十分とはいえないので、充実させた方がよい」ともに合わせると55.1%となり、半数を超える人が、「さらに充実した方がよい」と考えていました。



本市の自然環境について

○宇都宮市の自然環境の危機

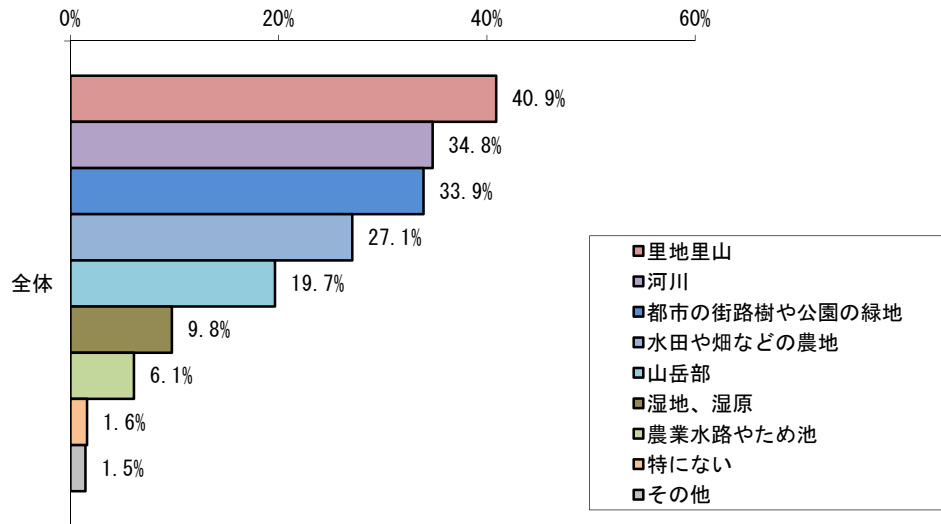
本市の自然環境の危機についての問題について最も多いのは、「開発や伐採などによる動植物への影響」(40.7%)でした。



本市の自然の危機についての最も大きな問題

○宇都宮市の守るべき自然環境

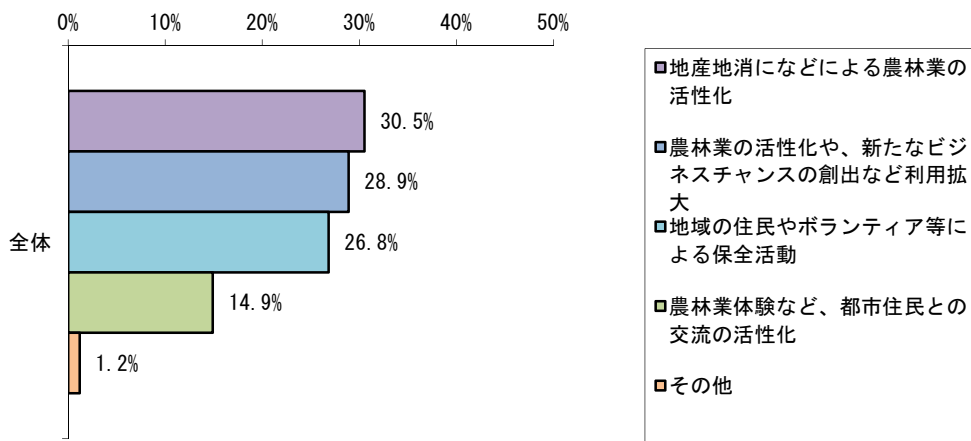
本市の自然環境の中で、特に守るべき場所として回答しているうちの上位3位は、「里地里山」(40.9%)、「河川」(34.8%)、「都市の街路樹や公園の緑地」(33.9%)でした。



本市の自然環境の中で特に守るべき場所

○里地里山保全のための取組

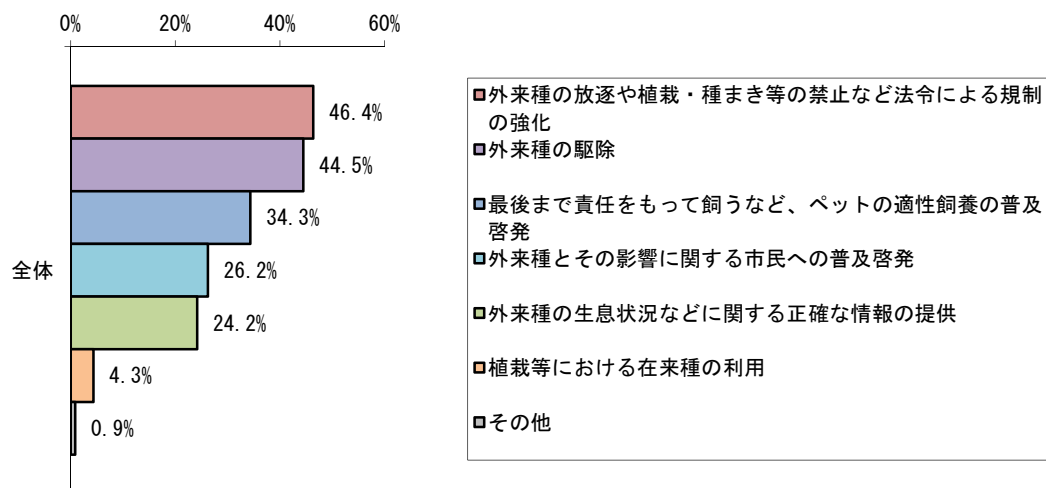
里地里山保全のために取り組むべき対策の上位3位は、「地産地消などによる農林業の活性化」(30.5%)、「農林業の活性化や新たなビジネスの創出など利用拡大」(28.9%)、「地域の住民やボランティアなどによる保全活動」(26.8%)でした。



里地里山の保全に重要な取組

○外来種への対策

外来種対策の上位3位は、「法令による規制強化」(46.4%)、「外来種の駆除」(44.5%)、「ペットの適正飼養」(34.3%)でした。



外来種対策の取組

第4節 生物多様性の保全における現状

生物多様性を保全していくためには、活動に取り組む側の「人」と受ける側の「生きもの」に関する各々の現状を多面的に把握することが不可欠です。

ここでは、「生物多様性の理解」、「生きものとその生息・生育環境」についての現状をまとめています。

(1) 生物多様性の理解

生物多様性の保全の取組を効果的かつ効率的に推進していくためには、市民、市民団体、事業者などの様々な活動主体が生物多様性について正しい認識を持つことが必要です。また、保全活動を促進するには、多様な主体が連携し、協働して取組を進めることが大切であり、活動をつなぐための情報の共有化が必要です。

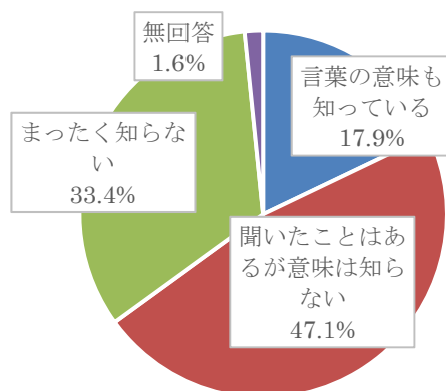
以下に「自然との親しみや環境学習」と「多様な主体の連携」についての現状を示します。

○自然との親しみや環境学習

昨今、本市に限らず、エネルギー利用や流通の多様化、輸入食料品の拡大など、ライフスタイルの変化が進んでいます。このため、暮らしの中で自然とのつながり、自然の恵みを直接的に感じる機会が減ってきています。

本市では、展示やパンフレットによる周知啓発のみならず、様々な自然体験講座を開講して、一般市民に生物多様性に関する学習機会を提供しているものの、参加者の固定化が進んでいるものもあり、更なる環境学習の輪の広がりが求められています。

また、「生物多様性の認知度」について、国家戦略において平成31年度までに75%以上に引き上げることを目標にかかげている一方、本市が平成26年度に実施した直近の世論調査によると、「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合は17.9%であったことから、本市においても本戦略を実効性の高いものにするには市民への生物多様性についての更なる周知が必要となります。



生物多様性の認知度(第47回市政に関する世論調査)

○多様な主体の連携

本市には、生物多様性の保全に向けて、市民、市民団体などの主体が数多く活動しています。これらの主体が、情報を共有し、連携・協働することで、保全活動の輪が広がり、効果的な活動につながっていきます。しかし、現状では、相互の情報を共有するツールが不足しているとともに、各主体間の連携を強化する仕組みが脆弱です。

コラム グリーントラストうつのみやの活動

(2) 生きものとその生息・生育環境

自然界には、多様な環境に応じた様々な生きものが生息・生育しています。同じ生きものであっても生息・生育地域が異なれば性質や行動が違ってきます。これらの違いは「遺伝子の多様性」によるもので、生きものがそれぞれの生息・生育環境に適応していくために獲得してきたものです。

以下に、本市に特徴的な生きものやそれらを取り巻く生息・生育環境、外来種や気候変動による生きものへの影響についての現状を示します。

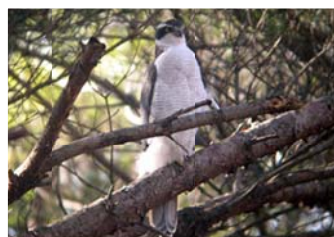
○本市を特徴づける生きもの

- ❖ 鬼怒川のれき河原には、河原、中州、ワンドなどが入り組んだ環境が広く存在していて、河原環境に依存するカワラノギクやシルビアシジミなどの生きものが多く生息・生育しています。
- ❖ 市街地の中に局所的に残された樹林と湿地環境が良好な状態で維持されている長岡湿地や戸祭山は、オオタカやトウキョウサンショウウオなどの生きものが多く生息・生育しています。
- ❖ 湧水起源の貧栄養湿地である駒生湿地やため池と周囲の湿地環境が良好な状態で維持されている鶴田沼周辺では、ハッチョウトンボやキンブナなどがみられます。
- ❖ 土水路や休耕田などを備える羽黒山山麓の谷戸周辺には、コナラ林やスギ・ヒノキ植林、草地、畑地などの多様な里地環境が存在し、トウゴクヘラオモダカやホトケドジョウなどがみられます。



シルビアシジミ

全国版レッドリスト
絶滅危惧Ⅰ類
栃木県版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類



オオタカ

全国版レッドリスト
準絶滅危惧
栃木県版レッドリスト
準絶滅危惧

ハッチョウトンボの写真



フナ類

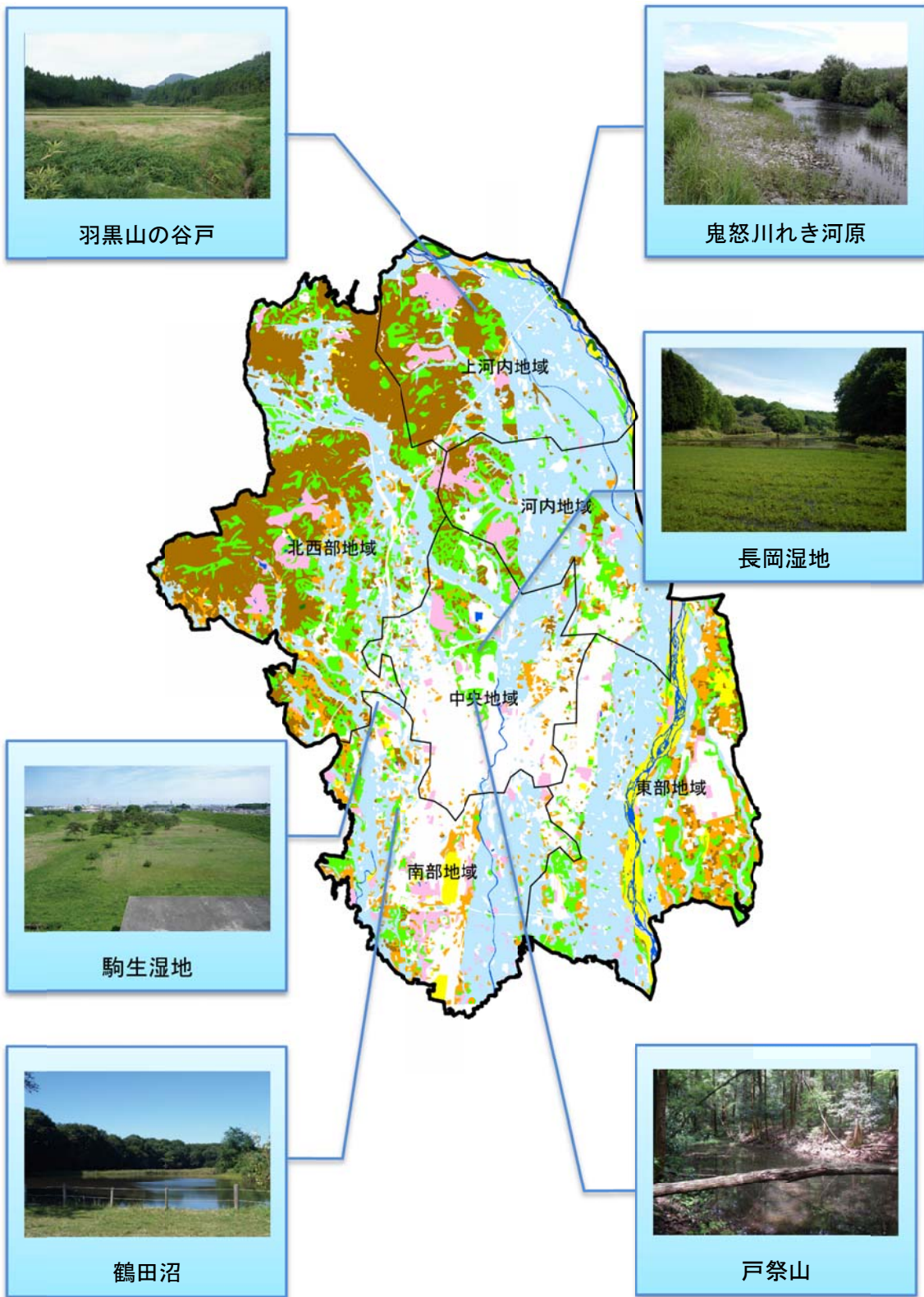
全国版レッドリスト
準絶滅危惧(ワガナ)
栃木県版レッドリスト
準絶滅危惧(ワガナ)

トウゴクヘラオモダカの写真



ホトケドジョウ

全国版レッドリスト
絶滅危惧ⅠB類
栃木県版レッドリスト
絶滅危惧Ⅱ類



本市の代表的な自然環境

○生きものの生息・生育環境

本市の生きものの生息・生育環境は、大小様々な尺度で考えられ、土地の利用形態や自然環境の観点からみると、大きくは、北部の森林地帯、雑木林などの二次林と農地などで構成される里地里山、鬼怒川水系、田川水系などに代表される河川地域、都市化した地域や工業団地からなる市街地などに区分されます。しかし、多くの生きものは、その生息・生育や繁殖のために、森林や河川などで表される単一の環境だけでなく、緑や水が連続的につながっているような多様な環境を、季節や成長のステージに応じて利用しています。

本市の土地利用は、森林と農耕地の面積が市全域の約半分を占めています。そのため、本市には、森林や里地里山を生息・生育場としている生きものが多くみられます。森林を構成する主な植生は、スギ・ヒノキ植林や二次林であるが、ケヤキ・シラカシ林などの自然林もわずかながら存在します。一方、里地里山は、集落とそれを取り巻く雑木林などの二次林、それらと混在する農地、ため池、湿地、草地などで構成されます。

多くの森林や里地里山では、市民や市民団体の働きかけにより、樹木の伐採、下草刈りなど、定期的に整備が繰り返され、多様な生きものが利用できる空間が維持されています。また、里地里山を構成する水田や湿地などの水辺も良好に維持されていて、水生生物をはじめとする多様な生きものが生息・生育しています。

一方では、人ばなれが進んでいる森林や里地里山も多くみられ、そこでは生きものの多様性が低下しています。スギ・ヒノキ植林では、老齢林が多くみられるほか、間伐の停止によって林内が暗くなったり、間伐材が放置されることで生きものの多様性が低下しています。雑木林では、間伐や下草刈りが行われなくなり、下層にアズマネザサが密生する場所がみられ、特有の食草に依存する昆虫や樹林・草地のある程度開けた空間を生息環境としている動物が生息できない状況になっています。また、管理がなされずにやぶ化した雑木林や耕作放棄地などでは、イノシシがそれらをすみかにして、分布を拡大している可能性があり、農作物への被害やほかの生きものへの影響が懸念されます。

本市では、河川環境も生きものの重要な生息・生育場となっています。鬼怒川、田川、姿川などをはじめとする大小様々な河川の水域や周辺のれき河原を含む河川環境は、多くの生きものの繁殖や採餌場となっています。河川環境では、水が流れる縦断方向のつながりとともに、河岸や河床、両岸の河原や河畔林の横断方向のつながりも重要になってきます。

本市の代表的な河川である鬼怒川では、出水、冠水、土砂移動などの連続的な攪乱により、河原、ヤナギ林、高茎草地、細流、ハリエンジュ林などが入り組んだ多様な環境が成立しており、河川固有の生きものも含め、様々な生きものが利用しています。

河川環境に生息・生育している生きものの多くは、その環境に深く依存しているため、環境の変化に対して敏感に影響を受けます。人為的な影響として、快適な暮らしに欠かせない護岸整備や利水・治水施設の整備に伴う土砂供給の減少などにより、水辺の植生帯や

れき河原のような河川特有の多様な環境が変化し、魚類やカワラノギクなどの生息・生育地が減少しています。また、乱獲によりシルビアシジミなどが減少し、河川生態系のバランスが崩れることが懸念されます。

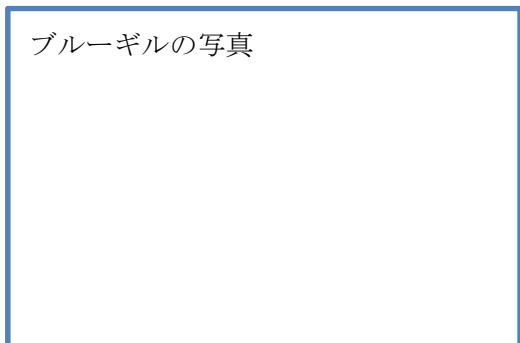
○外来種等

「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」にて特定外来生物に指定されている本市でみられる代表的な生きものとして、水辺全般に生息するウシガエルや河川や湖沼に生息・生育するブルーギル、オオクチバス、オオカワヂシャが比較的広くみられます。近年ではアライグマの目撃情報も多くなってきています。

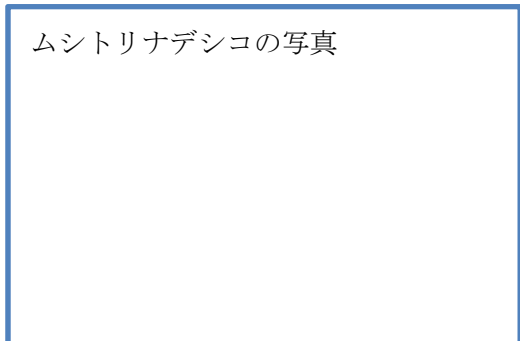
特定外来生物ではないが、水辺全般に生息するアメリカザリガニのほか、鬼怒川河川敷では、シナダレスズメガヤやムシトリナデシコが繁茂し、カワラノギクをはじめとした在来の植物及びそれに依存する動物の生息・生育環境を脅かしています。また、近年では、アカボシゴマダラが確認されており、同じエノキを食樹とするオオムラサキやゴマダラチョウなどへの影響が懸念されます。

これら、人間により持ち込まれた外来種の野外定着などが、地域固有の生態系への脅威となっています。

ブルーギルの写真



ムシトリナデシコの写真



コラム 外来種に被害を受けている在来種を紹介

○気候変動の影響

本市には、ツマグロヒョウモンなどの南方系チョウ類や園芸目的で持ち込まれたカクレミノなどの暖地性植物が野生で確認されており、これらは温暖化の影響により分布を拡大してきている可能性があります。元々生息・生育していなかった生きものの出現は、土着の生きものに影響を与える可能性があります。

ツマグロヒョウモンの写真

カクレミノの写真

第5節 本市の生物多様性保全における課題

ここでは、自然環境の現状や生物多様性保全に向けてのこれまでの取り組み状況を踏まえ、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会の実現に向けて、活動に取り組む側の「人」と受ける側の「生きもの」のそれぞれの視点から今後の取り組む上での課題をまとめていきます。

(1) 生物多様性保全に関する意識

生物多様性の重要性を共通認識とし、保全へ向けての具体的な行動へと導くためには、子どもから成人に至る幅広い層の市民が、自然に親しむ体験などの様々な機会を通して生物多様性の大切さに気づき、自ら学び知識や理解を深めることが重要になってきます。

本市における、生物多様性保全に向けた人づくりのために取り組むべき課題を以下に示します。

❖ 自然に親しむきっかけづくり

自然のすばらしさや生きものとのつながりについて、市民自らが感じ、考え、行動へとつなげるきっかけとなるように、自然に親しむ機会を提供していく必要があります。

❖ 学ぶ場の創出

生物多様性保全活動を実践するためには、知識・理解の深まりや、主体的に行動ができる人材の育成が重要になるため、環境学習センターや市有施設等における環境学習の場を創出する必要があります。

❖ 活動へつなげる支援

市は、市民、市民団体などの生物多様性の保全に向けて活動している主体を、横断的につなぐ役割を担っています。市は、活動する市民、市民団体などとのネットワークを構築し、情報共有と相互の連携を強化することにより、生物多様性保全活動の輪を広げ、より効果的な活動を促進する必要があります。

(2) 生きものとその生息・生育環境

本市には、先に述べたように、森林や里地里山、河川などの自然環境が市域全体に広がっていて、それらに依存する多種多様な生きものが生息・生育しています。自然からの恵みを持続的に享受していくためには、各種の生きものからその生きものが生育・生息する場としての生態系のレベルまで様々なスケールで保全に取り組む必要があります。

本市における、生物多様性の保全に向けて取り組むべき課題を以下に示します。

○生きものの保全とその生息・生育環境の保全

❖ 本市の自然環境の把握

本市に生息・生育する生きものやそれらが構成する生態系の状況を把握し、生物多様性の保全に向けて活用する必要があります。

❖ 本市の特徴的な種や生息・生育環境の保全

本市を特徴づける生きものを把握し、それらが生息・生育する環境と併せて保全する必要があります。

❖ 森林のスギ・ヒノキ林や里地里山の雑木林の維持管理の推進

スギ・ヒノキ林からなる植林地や雑木林においては、多様な生きものの生息・生育場所となっていることから、その良好な状態を維持するために、定期的な間伐や下草刈りなどの管理を継続して実施する必要があります。

❖ 森林や里地里山をつなぐ湿地や水路などの水辺環境の維持

湿地などにある固有・特有の環境とそれに依存する希少な生きものを保全する必要があります。また、それらの生きものを保全するうえでは、それらが依存する水質、水量などの微細な生息・生育環境についても併せて保全を図る必要があります。

❖ 里地里山に生息・生育する生きものに配慮した農業の推進

良好な谷戸の環境が残されている場所の維持管理を行います。用水路や水田などでは、水生生物の移動が妨げられないように水辺の連続性の確保に配慮する必要があります。また、環境に配慮した農地の耕作を継続する必要があります。

❖ 河川環境の保全

本市を特徴づける生きものが多く生息・生育する河川環境を保全する必要があります。特にれき河原固有の生きものの生息・生育場所を維持する必要があります。河川整備の際は、可能な限り自然工法などを採用し、生きものの生息・生育が可能な空間を維持・回復する必要があります。

❖ 生息・生育環境のつながりの維持・形成

多くの生きものが多様な環境を生息・生育場として利用しているため、まとまりのある樹林や、市街地に残された緑地のつながり、河川の連続性を確保することが求められます。そのため、開発などの際は、生態系ネットワークの維持・形成について適切に配慮する必要があります。

❖ 野生鳥獣の管理

イノシシの生息域の拡大状況や農作物への被害状況などを把握するとともに、被害が発生している地域では、農地に接する雑木林の整備や個体数の管理等を図る必要があります。

○生きものとその生息・生育環境の変化への対応

❖ 外来種の防除

重要種をはじめとした在来種の生息・生育環境が外来種により脅かされていることから、外来種が及ぼす影響について、広く市民等の理解と意識向上を促す必要があります。

また、繁殖力の強い外来種については、新たな持ち込みや野外放逐等による分布の拡大を抑制する必要があります。外来種の生息・生育状況を把握するとともに、特に希少な生きものの生息・生育地などでは、持ち込みを抑制、防止するほか、既に進入している外来種を駆除していく必要があります。

❖ 地球温暖化への対応

地球温暖化の防止に資するように、関連する各種の施策を推進する必要があります。なお、地球温暖化の影響により分布域を拡大している可能性がある生きものについては、拡大の程度によっては、本来の生態系を乱す可能性もあるため、これらの生きものの動向については、推移を見守る必要があります。

第3章

将来像と基本方針

第3章 将来像と基本方針

第1節 本市の目指す将来像

生物多様性は、様々な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものであり、私たちの生活の基盤となる水や栄養循環、土壌形成を支えるとともに、食、衣料やレクリエーション、自然災害の軽減など多くの恵みをもたらしています。私たちが、安全、快適で豊かな社会生活を維持していくためには、生物多様性に配慮し、自然からの恵みを継承していくことが求められます。

本市の豊かな自然環境やそこに生息・生育する多様な生きものは、地域の大切な個性の1つであり、私たちが先人から受け継いだ財産です。私たちは、この恵み豊かな自然環境を守り、多様な生きものを次の世代に引き継いでいく責務があります。

これからも将来にわたり、市民一人ひとりが本市の生物多様性について自ら考え、多種多様な生きものの保全に主体的に取り組むことで、「人が生きものを守り、生きものからの恵みを楽しむ」自然共生社会を実現するための将来像を次のように定めます。

人と生きものが 育みあうまち うつのみや

第2節 基本方針

将来像の実現に向け、「人」と「生きもの」を育んでいく視点から以下の2つを基本方針とします。

○生物多様性の大切さを知る（生物多様性保全に関する意識の醸成）

一人ひとりが生物多様性に配慮して日常の消費や事業活動を行うなど、毎日の暮らしを生物多様性の視点で見直すとともに、市民、市民団体などの様々な主体が連携・協働し、地域の生物多様性を支えあえる意識を育む必要があります。

そのために、生物多様性についての正しい理解と、生物多様性保全に関する意識の醸成を促すことで、あらゆる主体の効果的・効率的な行動につなげます。

○生物多様性を守る（生きものとその生息・生育環境の保全の推進）

私たちが生物多様性からの恵みを持続的に享受できる社会をつくるためには、本市のまちづくりにあわせ、豊かな自然環境を良好な状態で持続させる必要があります。

そのために、本市の風土によって育まれてきた生きものやその生息・生育環境、それら

のつながりを保全し、貴重な自然の恵みを将来にわたり引き継いでいける取組を推進します。

第3節 成果指標

「人と生きものが育みあう」ためには、私たちが生物多様性について正しく理解し、生物多様性保全に関する意識を高めるとともに、自ら生物多様性保全に関する行動を実践することが重要となります。このことを踏まえ、将来像の達成状況を確認するために、以下を本プランの成果指標とします。

生物多様性の認知度

（「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合）

17.9% (H26) ⇒ 75% (H37)

第4章

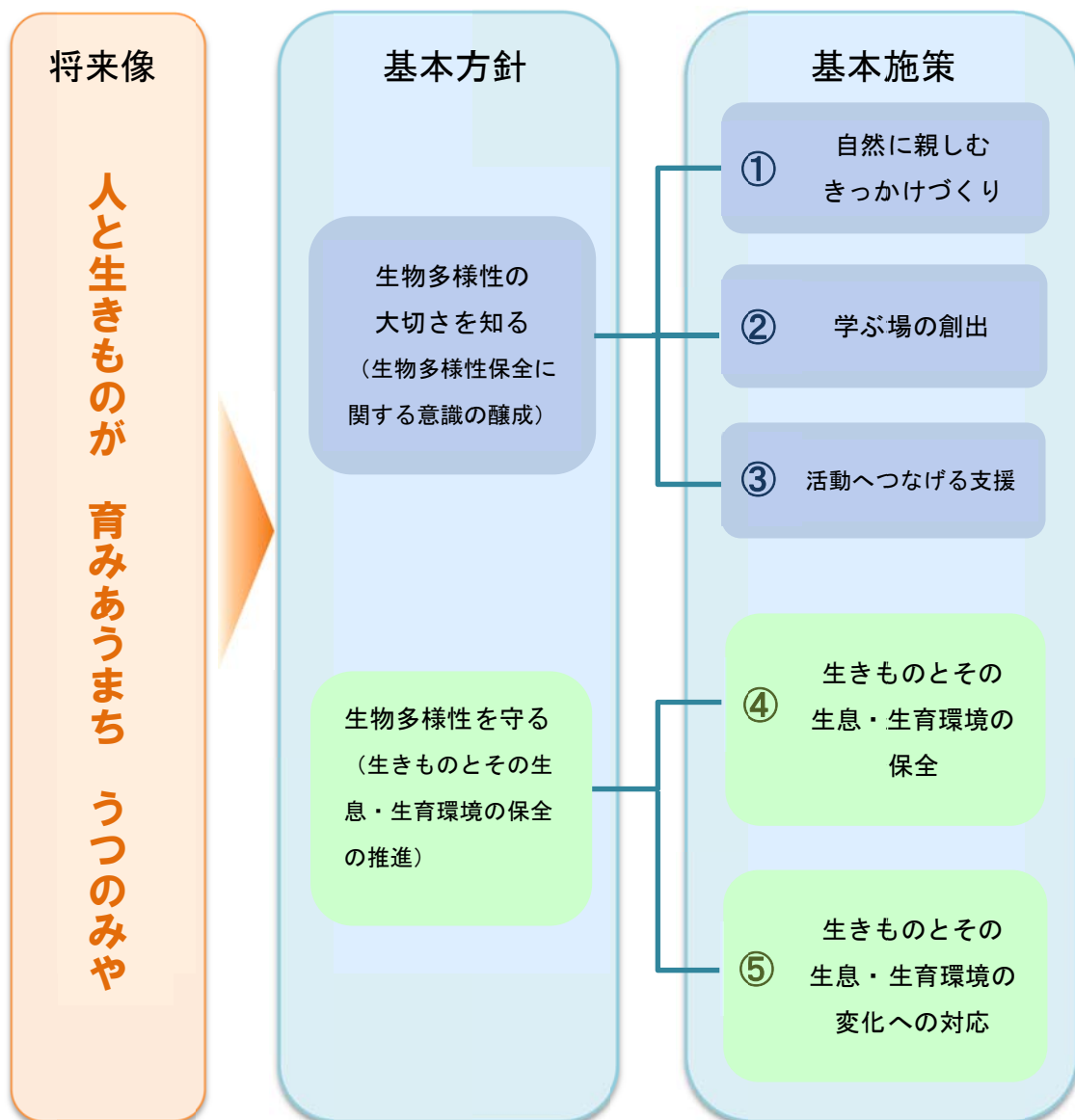
基本的施策

第4章 基本的施策

第1節 施策の体系

ここでは、将来像の実現のために、生物多様性の保全のためのこれまでの課題を踏まえ、実行すべき基本施策を取りまとめています。

本プランでは、計画性をもって、生物多様性を保全・再生する動きを徐々に市域全体に広げていくこととし、初めは生物多様性保全の土台となる意識の醸成を図り、段階的に生きものとその生息・生育環境の保全を推進していきます。



第2節 施策展開と取組指標

本プランの基本方針を踏まえ、市民の生物多様性への理解の深まりと積極的な保全活動を促す事業を展開します。これらの事業の推進にあたっては市民に広く生物多様性保全に関する意識向上を図ることに注力しつつ、さらなる保全活動につなげていきます。

重点事業については、基本施策ごとに本市のまちづくりの方向性や生物多様性保全の観点から、本プランにおいて人づくりの基幹となる事業や土地利用や生息・生育環境の変化への対応として、特に効果的と考えられる事業について設定します。

(1) 生物多様性の大切さを知る～生物多様性保全に関する意識の醸成～

市民一人ひとりが生物多様性についての理解を深め、その恵みに感謝する心を育むとともに、それぞれが主体的に保全活動につなげることができる支援を行います。

基本施策① 自然に親しむきっかけづくり

本市の豊かな自然環境を五感で感じる機会を創出することで、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけをつくります。

施策	様々な広報媒体を活用した情報発信	
事業	生物多様性に関する周知啓発	市有施設や各種イベントなどにおいて、現在実施している自然環境パネル展に加え、生物多様性保全に関するパネルを新たに作成するとともに、展示機会を増やして実施するなど、生物多様性の重要性について周知啓発を実施します。
	新たな電子媒体による情報発信	本市の豊かな自然環境について、新たに作成する動画媒体により、様々な広報媒体を利用し、広く市民等に発信します。

施策	自然に親しむ機会の確保・提供	
事業	自然観察会等の実施	自然に親しむきっかけづくりとして、身近にある自然を活用した各種イベント等におけるネイチャーゲーム等に加え、自然観察会等の自然に親しむ活動等を内容の充実を図りながら実施します。

取組指標

生物多様性保全の意識を持った自然ふれあい活動の体験者数（年間）

1,997人（H26）⇒9,600人（H32）

基本施策② 学ぶ場の創出

生物多様性の大切さについて正しく理解し、保全に関する行動の重要性を認識するために、生物多様性について深く知る場を提供します。

施策	生物多様性に関する理解の促進	
事業	出前講座の実施 新規	次世代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代に対し、生物多様性に興味を持ち、理解を深めることができるプログラムを用意し、学校や地域等のニーズに応じ出前講座を実施します。

施策	環境学習機会の提供	
事業	環境学習センター等における環境学習機会の提供 重点事業 拡充	あらゆる世代を対象とし、環境学習の拠点である環境学習センターと連携し、生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を拡充します。
	緑化補助教材の活用 継続	未来を担う子どもたちの、緑や自然環境に対する関心を高めるために「みどりはともだち」を作成し、市内の小学生に配布します。

取組指標

環境学習センターにおける生物多様性を学ぶ講座の受講者数（年間）
一人（H27）⇒500人（H32）

基本施策③ 活動へつなげる支援

生物多様性を保全するために、どのような行動をとることが効果的なのかを理解し、市民自ら行動を起こすことにつながる施策を展開します。

施策	生物多様性保全に係る人材育成	
事業	生物多様性保全活動につながる人材育成の推進 重点事業 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全活動の実践において、活動を牽引できるリーダーとなる人材の育成のため、専門家等を講師とした講習会等を開催します。 ・市民等の自発的な活動を促すため、本市の特徴的な自然環境や生物多様性保全活動等をテーマとしたシンポジウム等を開催します。
	こどもエコクラブの育成 拡充	活動支援情報や学習機会の提供等による既存クラブの活動の活性化や、新たなクラブ設立に向けた相談やサークル化を支援することで、こどもエコクラブを有自他環境保全の輪の広がりをもつ。

施策	様々な主体による生物多様性保全の取組促進	
事業	「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及啓発 新規	事業者が生物多様性保全に取り組みを促すため、「生物多様性民間参画ガイドライン」により、保全活動に関する基礎的な情報や考え方についての普及啓発を実施します。
	環境配慮指針の運用 継続	日常生活や事業活動の中で、できる限り環境に配慮した行動を実践してもらうためのガイドラインを示し、市民・事業者の主体的・積極的な行動を促します。

取組指標

生物多様性保全活動に係る人材育成講習会等の受講者数（累計）

—人（H27）⇒500人（H32）

(2) 生物多様性を守る～生きものとその生息・生育環境の保全の推進～

生息・生育環境を含めた生きものを対象として、生物多様性の保全に取り組むとともに、貴重な自然の恵みを将来にわたり引き継いでいく事業に取り組みます。

基本施策④ 生きものとその生息・生育環境の保全

ネットワーク型コンパクトシティ等に合わせた、人と自然が調和したまちづくりに向け、本市の自然環境を把握するとともに、生物多様性保全の取組を推進します。

施策	本市の特徴的な自然環境の把握	
事業	自然環境基礎調査の実施 継続	本市の貴重な自然の現況・経年変化等を把握し、保全・管理するための施策等の検討に向けた基礎資料を作成します。
	宇都宮市版レッドリストの作成・活用 新規	本市の貴重な動植物について、「宇都宮市版レッドリスト」を作製し、広報媒体の利用や各種イベントなどの機会に広く市民等への周知啓発を実施することで、本市の特徴的な生きものの保全活動に活用します。
	田んぼまわりの生き物調査の推進 継続	山や川のような自然とは異なる、田んぼ独特の環境で生息・生育している生きものについての、様々な主体による調査活動を推進します。

施策	生息・生育環境のつながり確保	
事業	自然環境保全地域等の監視活動 拡充	県自然環境保全緑化条例で指定される自然環境保全地域をはじめとした重要な地域について、盗掘等の防止対策として巡回定期的な監視活動を実施します。
	自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の開催 継続	周辺環境に与える影響が大きいと考えられる本市の公共事業を実施するにあたり、自然環境の保護・保全対策について自然環境専門家からアドバイスを受け、自然環境への負荷低減を図ることを目的とした会議を開催します。

施策	生息・生育環境としての自然環境の保全	
事業	自然環境保全団体等への活動支援 拡充	豊かな自然環境の保全に関し活動する様々な主体のさらなる活動の促進につなげるため、主体間のネットワークを構築するなど、情報の共有化を促進するための支援を実施します。
	多自然川づくりの推進 継続	自然生態系に最大限配慮した川づくりを推進します。
	とちぎの元気な森づくり事業の推進 継続	里山林の適正な管理を目的として、除伐や藪の刈払い等を実施します。
	民有林・市有林整備の推進 継続	森林の保全や木材生産の促進を図るため、間伐や植栽等の森林施業に対して補助金を交付します。また、市有林の適正管理を目的として、間伐や下草刈り等の森林施業を実施します。
	鳥獣保護管理の推進 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの生息域が拡大していることから、効率的な捕獲等を推進するための体制を整備するなど、関係機関との連携を強化します。 ・イノシシによる農作物被害の軽減や個体数調整のため、捕獲等に関する支援を実施します。
	農地・農村環境保全の推進 重点事業 継続	自然環境に配慮した環境にやさしい農業の取組を進めるとともに、広がりのある田園風景や、生きものの生息・生育環境としての役割にも配慮しながら農業振興地域などの優良農地の適正管理を行います。また、多面的機能支払交付金事業に係る活動により、持続的に農地を保全します。
	市街地のまとまった自然環境の保全 継続	長岡樹林地やうつのみや文化の森をはじめとした市街地のまとまりのある自然環境を保全します。
	天然記念物の保全 継続	天然記念物を将来に伝えていくために、所有者や管理者の理解を得ながら、継続的な管理を実施します。

取組指標

市内農地における環境保全活動カバー率
28.6% (H26) ⇒60% (H32)

基本施策⑤ 生きものとその生息・生育環境の変化への対応

人の生活が近代的になったことによる生物多様性への影響について把握するとともに、市民への情報発信や、様々な主体と連携した活動を実施します。

施策	外来種対策の推進	
事業	外来種に関する周知啓発 重点事業 新規	外来種の持ち込みや野外放逐等の抑制を図るため、市有施設や各種イベントなどにおいて外来種に関するパネル展を実施するなど、外来種の影響について周知啓発を実施します。
	宇都宮市版ブラックリストの作成・活用 新規	本市に生息・生育する侵略的外来種等を把握するとともに、「宇都宮市版ブラックリスト」を作成し、駆除すべき生きものの優先度の評価等の基礎資料とするほか、広報媒体の利用や各種イベント等の機会に、広く市民等へ周知啓発を実施することで、外来種の駆除活動に活用します。
	外来種駆除活動の実施・支援 拡充	在来種に悪影響を及ぼす外来種の駆除活動を実施するとともに、様々な主体が行う駆除活動について、その活動を広く周知するなど、市民等への情報発信等による支援を実施します。

施策	気候変動の影響に関する理解促進	
事業	地球温暖化による生きものへの影響の調査研究 新規	地球温暖化をはじめとした気候変動が及ぼす本市に生息・生育している生きものへの影響について調査し、把握します。
	気候変動への「適応」に関する情報発信 新規	気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」に関する考え方について、広報媒体による情報提供や講座等による普及啓発を行います。

取組指標

外来種の影響についての認知度

－% (H27) ⇒80% (H32)

※国の認知度 60.1% (H26)

第5章

推進体制と進行管理

第5章 推進体制と進行管理

第1節 推進体制

本プランの推進にあたっては、市と市民、市民団体および事業者がそれぞれの役割を明確にし、その活動において各主体が協力・連携を図りながら、本戦略を効果的に推進するために、各主体間のネットワークを形成し、情報の交換や人的交流など、連携した取組を実施します。

○市の役割

市は、本戦略の将来像の実現のために、人づくり、仕組みづくりをはじめ、具体的施策の実施を各主体と連携・協働して推進します。また、庁内の関係部局が連携して取り組み、国や県と情報を共有しながら、生物多様性の保全を図ります。

○市民、市民団体の役割

市民は、地域の動植物や自然環境に関心を持ち、地域の生物多様性の実態とその役割を認識するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用の大切さを理解します。

また、市やNPOなどが開催するイベントに参加するなど、生物多様性保全のために、身近なところでできることを実践していきます。

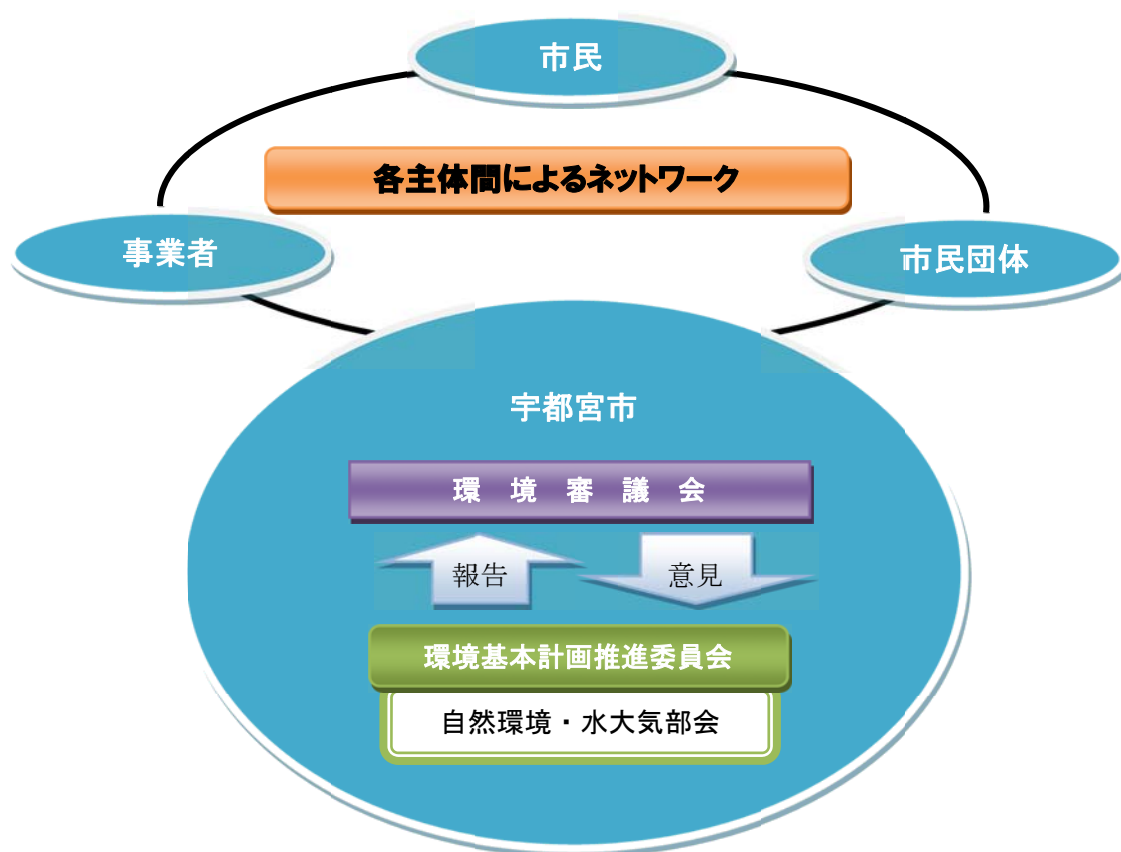
市民団体は、地域において生物多様性保全活動を展開し、市民への生物多様性についての正しい知識の普及を図ります。

○事業者の役割

事業活動が生態系サービスに大きく依存していることを認識し、生物多様性に及ぼす影響や生物多様性の損失が事業活動に及ぼす影響を把握した上で、生物多様性に配慮した取組を推進します。

第2節 プランの進行管理

本プランを総合的・計画的に推進するために、市内部の横断的組織として、「宇都宮市環境基本計画推進委員会」の専門部会である、「自然環境・水大気部会」においてプランの進捗状況や取組指標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。



各主体間のネットワークのイメージ

